

石環第230号
令和2年8月28日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 龜山



(仮称)京ヶ森風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見
について (回答)

令和2年8月5日付け環対第235号で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出します。



担当：生活環境部環境課環境保全G
渡邊・今野 (内線 3367・3368)

(仮称) 京ヶ森風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「計画区域」という。）は、「宮城県ゾーニングマップ」に基づき適正を有しているエリアを選定したとあるが、一定程度の面積が確保された導入可能性の適正を有するエリアは「導入可能性エリア」である。本計画ではゾーニングマップにおける導入可能性の適正を示す「導入可能性エリア」は含まれておらず、「配慮・調整エリア」がわずかに含まれるだけで、そのほとんどが「保護優先・地形障害エリア」として区分されていることを承知されたい。
- (2) 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「石巻市環境基本計画」を策定している。同計画は5つの基本目標から構成され、そのひとつに「低炭素社会の実現」を掲げて再生可能エネルギーの普及・啓発等を進めることとしているが、同時に「多様な自然との共生」についても基本目標として掲げ、豊かな自然を地域の財産として保全することも重要な目標としていることを承知されたい。
- (3) 計画区域のほぼ全域が硯上山万石浦県立自然公園内に位置している。
県立自然公園条例は、優れた風景地の保護と生物多様性の確保に寄与すること等を目的としていることから、優れた景観等への影響を回避すること。
- (4) 計画区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、本事業同様に環境影響評価の手続中であることから、今後、事業者間での調整を踏まえた事業計画が検討されなければ、累積的な環境影響が適切に評価されない可能性がある。
よって、他事業者と事業計画に係る風車の配置等を調整し、事業者間で実現可能な事業計画を方法書に示すこと。
- (5) 環境影響の評価は、風車の配置や作業道の設置ルートなど事業内容によって大きく異なることから、事業計画の絞り込みを行い、方法書に示すこと。
また、既存林道を利用することで土地改変が低減されるとしているが、既存林道の活用で風車の輸送は困難であることから、林道等の拡幅等が必要な場合はそれらも事業区域に加えて評価の対象にするとともに、自然環境等に与える影響を過少評価しないこと。
なお、風車の配置については、風車間の離隔にも十分に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

計画区域には住宅地が近接しているほか、福祉施設や学校、保育所等も周囲に存在していることから、騒音等について重大な影響が懸念される。

複数の風車を稜線上に設置する場合、風車から発生する騒音については、風車の設置位置や高さ、地形等により影響を与える範囲が異なることから、風車の位置確定後に地形等を勘査したうえで調査地点を設定するとともに、気象条件によっても音の伝わり方が異なるため、年間を通じた調査を行い、市民生活への影響を回避すること。

また、風車から発生する騒音への対応は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月26日 環境省水・大気環境局長）」を基本とするが、騒音等にかかる苦情は必ずしも音の大きさのみで判断できるものではないため、発電施設の稼働により苦情等が発生した場合は早急かつ適切に解決まで責任をもって対応すること。

なお、環境保全上の配慮として住居等からの離隔距離を500メートルとしているが、その根拠となった想定機種の出力等を調査のうえ、方法書に示すこと。

(2) 水環境

樹木を伐採した場合、水源の涵養等が失われ、濁水等が発生し水環境へ影響が出ることが懸念されるため配慮すること。

また、計画区域周辺において、本事業の影響を受ける可能性がある上水道・専用水道など河川水の利用も存在することから、現地調査等により取水地を図上に示すとともに、その利用に影響が出ないように配慮すること。

(3) 動物

① 希少猛禽類

計画区域は、希少猛禽類保護の観点から、非常に重要なエリアである。

特にイヌワシに関しては、事業計画地から北側約10キロメートルに「イヌワシ繁殖地」として国の天然記念物に指定された北上地区（翁倉山：県自然環境保全地域）が位置するとともに、計画区域周辺での繁殖事例も確認されていることから、現地における十分な調査に合わせ、専門家及び関係機関から意見を聴取し、生息地の保全に努めること。

また、「動物の注目すべき生息地一覧」及び「事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生息地」において、天然記念物である「イヌワシ繁殖地」を計画区域の周囲としてとらえ、評価の対象に加えること。

さらに、同エリアにはイヌワシのほかにもクマタカ、オオワシ、オジロワシ、チュウヒ等の希少猛禽類が生息する可能性が非常に高いことから、イヌワシ同様に調査を行い、生息地の保全に努めること。

加えて、令和元年11月にイヌワシが生息しやすい環境づくりを目的とした「一般

「社団法人イヌワシと共生の森いしのまき」が設立され、今後、計画区域に隣接する山林約15ヘクタールにおいて、草地整備や広葉樹植栽等の活動を行う予定であることから、同活動との整合性を十分に検討し、同活動に支障を与えることのないよう十分に配慮すること。

なお、希少猛禽類の調査や保護の考え方及び過去を含めた生息地の保全措置等については、環境省の「猛禽類保護の進め方（改訂版）」を参考に、「低減」、「代償」ではなく、「回避」を優先とした対応を行うこと。

② その他

計画区域及びその周辺は希少猛禽類以外にも貴重な野生動物が多い地域であるが、事業実施に伴い稜線上やその周辺の樹木を伐採した場合、森林の劣化や濁水の発生により、生息・生育環境への影響が懸念されることから、十分な調査を行い、生息・生育環境への影響を回避すること。

また、計画区域周辺には、ラムサール条約の湿地潜在候補地として選定されている「万石浦」及び「北上川（追波湾）河口域及び長面浦」が存在していることから、影響が出ないように配慮すること。

さらに、「動物の重要な種への影響の予測結果」について、文献調査の内容が現地調査と異なる可能性があることから、今後、現地等において詳細な調査を行い、生息地保全に努めること。

(4) 植物

本市が京ヶ森周辺で実施した自然環境確認調査では、計画区域内には環境省及び宮城県のレッドデータブックに掲載されている希少種の植生が確認されていることから、十分な調査を行うこと。

(5) 景観

本市は北上川下流域から牡鹿半島一帯に位置し、北上川に育まれた実り多い土壤や世界三大漁場として知られる三陸・金華山沖など多くの自然から恩恵を受け、風光明媚なまちとして自然とともに発展しており、この美しい景観については後世に引き継いでいくことが求められている。

よって、風車の設置位置を計画するにあたっては、観光地や鎮魂の場など、多くの眺望点から視認性の調査を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画区域内に「みちのく潮風トレイル（北上・河北・雄勝）ルートが含まれている」との記載があるが、トレイルルートへの具体的な影響（建設物の設置等）について詳細が確認できないため、その詳細について方法書に示すこと。

また、トレイルコースに通行不能箇所が発生しないよう求めるとともに、工事等による一時的な通行止めが発生しうる場合には、速やかに情報共有を行うこと。

(7) 地形・地質

計画区域内には別紙1「遺跡地図」のとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地京ヶ森館跡が含まれている他、周囲に埋蔵文化財包蔵地（赤枠の範囲）が点在しており、埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を実施する場合は、事前に教育委員会生涯学習課を経由して宮城県教育庁文化財課と協議し、調査等を実施すること。

(8) その他

- ① 計画区域では他事業者が同様に風力発電事業を計画していることから、市有地の使用を計画するときは、他事業者と協議のうえ、重複して市有地の使用を申請することのないよう事業調整を行うこと。
- ② 地理的に、地上波デジタル放送や通信設備等に障害を与える可能性も否定できないことから、十分な調査と対策を講ずること。万一、発電施設の稼働により障害が発生した場合は早急かつ適切に解決まで責任をもって対応すること。
- ③ 事業終了後（再生可能エネルギー電力固定価格買取制度の買上げ期間終了後）における現地の復旧方法を示すこと。
- ④ 現在、県道192号（石巻雄勝線）は道路改良工事のため通行止めとなっているが、工事期間以外の通常時においても12～3月の冬季間は通行止めになることから、施設設置後の管理方法等を明らかにすること。
- ⑤ 計画区域を含むその周辺は、雨量が非常に多く、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流、土石流危険区域の指定を受けている地域が存在することから、事業実施に起因した災害が発生しないように対策を講ずること。

別紙1 「遺跡地図」

宮城県遺跡地図・指定文化財地図

1/1 ページ

地理院地図

GSI Maps

